

定 款

トリニティ工業株式会社

定 款 (令和3年6月25日改訂)

第 1 章 総 則

(商 号)

第 1 条 当会社は、トリニティ工業株式会社と称し、英文では TRINITY INDUSTRIAL CORPORATIONと表示する。

(目 的)

第 2 条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。
1.塗装設備・機器および表面処理設備・機器の設計、
　製造ならびに販売
2.電気・電子機器の設計、製造ならびに販売
3.公害防止装置および機器、清浄・洗浄・濾過装置の設計、
　製造ならびに販売
4.荷役運搬設備および機器の設計、製造ならびに販売
5.工業炉の設計、製造ならびに販売
6.輸送用機器およびその部品の設計、製造ならびに販売
7.一般廃棄物および産業廃棄物の処理
8.各種生産設備・機器の設計、製造、清掃、点検、改修、
　保守、解体、移設
9.生産業務の請負
10.水質、騒音、風量等の環境測定および分析
11.塗装に関する塗料の廃棄処理剤および洗浄剤の販売
12.静電集塵機、静電植毛機およびその応用機器の製造、
　販売、修理および輸出入
13.労働者派遣事業
14.不動産の売買業および賃貸業
15.前各号に関する機械器具設置工事業および付帯する事業
　ならびに関連する一切の業務、代理行為および輸出入業務

(本店の所在地)

第 3 条 当会社は、本店を愛知県豊田市に置く。

(公告方法)

第 4 条 当会社の公告は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、東京都において発行する日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数、単元株式数)

第 5 条 当会社の発行可能株式総数は、5,000万株とする。
2. 当会社の単元株式数は、100株とする。

(自己株式の取得)

第 6 条 当会社は、取締役会決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。

(単元未満株式についての権利)

第 7 条 当会社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1)会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2)取得請求権付株式の取得を請求する権利
- (3)募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第 8 条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

- 2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、これを公告する。

(株式取扱規則)

第 9 条 株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、その他株式または新株予約権の取扱いに関する諸手続およびその手数料、株主の権利行使に際しての手続等は、法令または本定款に定めのある場合のほか、取締役会で定める株式取扱規則による。

(基 準 日)

第 10 条 当会社は、毎年3月31日までに発行された株式については、同年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

- 2. 前項その他本定款に定めのある場合のほか、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者とすることができます。

第 3 章 株 主 総 会

(総会の招集)

第 11 条 当会社の定時株主総会は毎年6月に招集し、臨時株主総会は必要がある場合にこれを招集する。

- 2. 株主総会は、本店所在地またはこれに隣接する地のほか名古屋市において、これを招集することができる。

(総会の決議)

第 12 条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもってこれを行なう。

- 2. 会社法第309条第2項の定めによるべき決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行なう。

(議決権の代理行使)

第 13 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。

- 2. 前項の場合には、株主または代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ごとに提出しなければならない。

(総会の議長)

第 14 条 株主総会の議長は、取締役社長がこれにあたる。取締役社長にさしつかえあるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従って、他の取締役がこれに代わる。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第 15 条 当会社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従い、インターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

第 4 章 取締役および取締役会

(取締役会の設置)

第 16 条 当会社は、取締役会を置く。

(取締役の員数)

第 17 条 当会社に18名以内の取締役を置く。

(取締役の選任)

第 18 条 取締役の選任は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行なう。
2. 取締役の選任は、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第 19 条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
2. 補欠または増員のため選任された取締役の任期は、他の現任者の任期の満了する時までとする。

(代表取締役)

第 20 条 当会社は、取締役会の決議によって、代表取締役若干名を選定する。
2. 代表取締役は、会社を代表し、会社の業務を執行する。

(役付取締役)

第 21 条 取締役会の決議によって、取締役会長および取締役社長各1名ならびに取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役会)

第 22 条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日より3日前までにこれを発するものとする。ただし、緊急の必要がある場合は、これを短縮することができる。
2. 前項のほか、取締役会の運営については、取締役会で定める取締役会規程による。

(取締役会の決議の省略)

第 23 条 当会社は取締役の全員が取締役会の決議事項について、書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があつたものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。

(取締役の報酬等)

第 24 条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(社外取締役との責任限定契約)

第 25 条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額とする。

第 5 章 監査役および監査役会

(監査役および監査役会の設置)

第 26 条 当会社は、監査役および監査役会を置く。

(監査役の員数)

第 27 条 当会社に5名以内の監査役を置く。

(監査役の選任等)

第 28 条 監査役の選任は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行なう。

2. 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。

(監査役の任期)

第 29 条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 補欠として選任された監査役の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

(監査役会)

第 30 条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日より3日前までにこれを発するものとする。ただし、緊急の必要がある場合は、これを短縮することができる。

2. 前項のほか、監査役会の運営については、監査役会で定める監査役会規程による。

(監査役の報酬等)

第 31 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(社外監査役との責任限定契約)

第 32 条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額とする。

第 6 章 会計監査人

(会計監査人の設置)

第 33 条 当会社は、会計監査人を置く。

(会計監査人の選任)

第 34 条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第 35 条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかつたときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第 36 条 会計監査人の報酬等は、取締役会が監査役会の同意を得て定める。

第 7 章 計 算

(事業年度)

第 37 条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(期末配当金ならびに中間配当金)

第 38 条 当会社は、株主総会の決議によって毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対して金銭による剰余金の配当(以下「期末配当金」という。)を支払う。

2. 当会社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対して、会社法第454条第5項に定める金銭による剰余金の配当(以下「中間配当金」という。)をすることができます。

(配当金の除斥期間)

第 39 条 期末配当金および中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過したときは、その支払の義務を免れるものとする。未払の期末配当金および中間配当金に對しては利息をつけない。